# 第三次小平市地域福祉活動計画

(平成21年度~30年度)



# 概要版

# ごあいさつ

この度、小平市社会福祉協議会(以下本会)では平成21年度より平成30年度までの10年間を実施期間とする「第三次小平市地域福祉活動計画」(地域で支えあう福祉のまち・こだいら)を策定いたしました。

少子高齢社会の中で地域福祉の原点を考える時、自分の力だけでは解決できない生活課題を抱えた人がまちの中で生活をしています。又、国では高齢者保健福祉・介護保険制度や次世代育成支援制度・障害者自立支援法など制度改正が図られましたが、公的支援だけではカバーしきれない領域が多く存在しています。その対応にこそ本会の目指す地域の支え合いの分野が必要とされます。安心して、生涯にわたり住み続けたいと思える心の通い合うまちを創るためには、自助、共助、公助が互いに連動することが求められます。

平成 12 年より施行された社会福祉法により本会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、本計画もこれを基本として策定いたしました。第二次に引き続き「人間性の尊重、社会参加と自立・自己実現の推進」「ノーマライゼーションの理念の実現」「住民主体による福祉のまちづくり」「利用者の権利をまもるしくみづくり」を基本理念としております。地域の特性をいかしつつ小地域に密着したネットワークづくりを図り、地域で支えあう福祉のまちこだいらの構築を目指してまいります。



# この計画は・・・・

小平市社会福祉協議会(以下、「小平市社協」と表記します。)では、平成6年3月に「小平市地域福祉活動計画」(計画期間は平成6年度~15年度の10年間)を、平成16年4月に「第二次小平市地域福祉活動計画」(計画期間は平成16年度~20年度の5年間)を策定しました。第二次計画の期間が終了するため、「地域福祉の推進」を計画的かつ効果的に進めることを目的として「第三次小平市地域福祉活動計画」を策定します。

地域福祉の効果的な推進のためには、小平市の策定する地域福祉計画(小平市第三期地域保健福祉計画)と小平市社協の策定する第三次小平市地域福祉活動計画の役割分担と連携(整合性)が必要です。二つの計画は、地域福祉の推進という目的を共有しており、小平市社協の策定する地域福祉活動計画は、社協も含めて民間事業者や住民自身が展開する地域福祉活動の方向性を中心にまとめたものです。

### 小平市

小平市第三期地域保健福祉計画

(計画期間;平成20年度~29年度)

#### 小平市の福祉関連の計画

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 小平市障がい者福祉計画、小平市障害福祉計画 小平市次世代育成支援行動計画

第2次小平市青少年育成プラン

第二次小平市男女共同参画推進計画

小平市第二期福祉のまちづくり推進計画 など

### 小平市社協

第三次小平市地域福祉活動計画 (計画期間;平成21年度~30年度)

小平市社協発展強化計画 (平成20年度~24年度)

# 計画の期間

第三次小平市地域福祉活動計画の期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とします。計画期間を前期 3 年間、中期 3 年間、後期 4 年間とし、期間中の社会的な変化や制度改正などの状況を踏まえて、必要に応じて本計画の改定について検討します。

第三次小平市	前期	中期	後期
地域福祉活動計画	平成 21~23 年度	平成 24~26 年度	平成 27~30 年度



# 地域福祉とは・・・

地域社会の中には、自分の力(自助)だけでは解決できない生活課題を抱えながら、困難な生活を送らざるを得ない人々が少なからず存在しています。社会福祉では、こうした生活困難性を有する人々が発する「声」(見えにくい情報)を、同じ地域社会に住む人間として、まず「知り」・「受け止める」ことが重要です。

《さまざまな生活課題・困難性を有する人々の存在(例)》

- ・高齢者・障がいのある人・介護する家族・子育て家庭
- ・青少年・生活に困窮する人々

公助(公的サービス)にはその性格上、早期対応や柔軟な対応・きめ細かな対応が困難であったり、行政の縦型組織のために総合的な対応が困難であるといった制度的な問題があります。公的サービスとして多くの人々の福祉ニーズに応えていく制度を整えることは必要ですが、福祉ニーズをすべて公的サービスでカバーしようとすると、効率的ではない面が発生するのと同時に、費用(財源)の問題が出てきます。

公的サービス(公助)と自分や家族の努力(自助)だけでは、福祉サービスが行き届かない現実があり、それを補う意味で、地域社会での助け合い(相互扶助・共助)が、今日では重要になっています。

地域福祉は、公助(公的な福祉サービス)と自助(本人や家族による生活困難性の克服の活動) 共助(地域住民の助け合い活動)を総合して、住民の地域生活(住み慣れた地域社会でいつまでも住み続けられる条件を満たす)を保障していく活動です。



# 地域福祉推進のための、各機関の役割

# 行政(市役所)

行政は、高齢者や障がいのある人、児童などを含めた社会福祉の制度を運営し、福祉サービスの基盤を整備するなど、福祉の仕組みの中軸となっています。

# 社会福祉協議会(社協)

社協は、地域福祉を推進する中心的な民間団体として、住民主体の福祉活動の促進を中心に、制度に基づく事業の運営や地域住民のニーズに応じた独自の事業、日常生活支援サービスの展開、相談援助や情報提供など幅広い活動を展開しています。



# 福祉関係の民間団体

社会福祉法人など福祉関係の民間団体は、高齢者・障がい・児童など福祉に関する高い専門性を有しており、直接の福祉サービスを提供する組織として、また障がいのある人や子育て家庭等の交流・連帯の拠点として、重要な役割を果たしています。

# 民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立ち、地域住民の生活状態を把握し、援助を必要とする人に対して生活相談や援助を行い、福祉サービスを適切に利用するため必要な情報提供を行うとともに、常に関係行政機関の業務に協力して、地域住民の福祉の増進に努めており、地域福祉活動の重要な担い手となっています。

# 住民の助け合い活動

自治会などの住民組織は、近隣関係を基礎にして住民の生活課題を共有し、見守り活動 や災害時の協力などの助け合い活動、行政や福祉関係者への連絡などの役割を果たしてい ます。



また、障がい当事者の団体は、同じ障がいを抱える地域の住民同士という立場から、悩みごとに対する相談支援などの助け合い活動、行政や福祉関係者への連絡などの役割を果たしています。

# ほのぼのひろばの活動

「ほのぼのひろば」では、月に1~2回、地域センター等を利用した趣味・創作活動・レクリエーション活動等が行われています。ここでは、小川西町中宿地域センターと御幸地域センターで行われている活動を紹介します。

#### 小川西町中宿地域センターで行われている活動

毎年夏と冬にうどん打ちを行い、秋には廃油利用 の石鹸作りに取り組んでいます。このほか、希望者 による親睦旅行(年2回)や歌の交流など、会員同 士で何でも話せる場を設け、コミュニケーションを 図っています。



上水本町ほのぼのひろばで行われ ている活動の様子



### 御幸地域センターで行われている活動

御幸町には医院がないため、来所されると、まず保健師による健康相談や血圧測定を受けられるようにしています。毎月の行事は四季折々の季節感のある伝統行事が取り入れられており、とりわけお月見のイベントでは抹茶と和菓子が大好評です。

# 青少年対策地区委員会の活動

青少年対策地区委員会(青少対)は、地区ごとに年間およそ4~14回(地区によって異なります)の活動を展開しています。例えば、市立第八小学校の区域を活動基盤とする八小地区委員会では、このような活動が行われています。

#### 八小地区委員会の活動(平成19年度)

- ・地域交流会(2回)
- ・クリーン作戦(2回)
- ・わいわいひろば&フリーマーケット
- 防災体験
- ・あおぞらセンターまつり
- ・夏祭り
- ・せいぶ通祭り
- ・みんなの音楽会
- ・八の子祭り
- ・ウォークラリーととん汁会
- ・響スプリングコンサート









# 計画の基本理念と基本目標・重点目標

基

人間性の尊重、社会参加と自立・自己実現の推進

小平市に暮らす誰もが、また小平市で活動する に基づき、家庭や地域の中で、障がいの有無や きるよう、社会参加と自立・自己実現への支援

本

ノーマライゼーションの理念の実現

地域社会では、高齢者や障がいのある人、子ども、 が差別されることなく、あたりまえに生活を営 の理念を地域住民一人ひとりが理解し、行動して

理

住民主体による福祉のまちづくり

地域社会の主人公はそこに暮らす地域住民です。 くれるものではありません。地域に住む住民自ら ていく地域をめざします。

念

利用者の権利をまもるしくみづくり

福祉サービスの利用にあたっては、サービスを受な福祉サービスが利用できるよう、利用者の権利

基本目標

# 地域で支えあう福

重

点

目

標

住民主体の地域福祉活動の展開

安全で安心できるまちづくりの推進

日常生活支援サービスの充実

誰もが、一人の人間として尊重される環境づくりをめざします。また誰もが、自らの意思 年齢にかかわらず、社会の一員としてその人らしい健康で安心のある生活を送ることがで を推進します。

外国籍を持つ住民などさまざまな人たちが暮らし、活動しています。「地域で暮らす誰もみ、さまざまな活動に参加できる社会があたりまえである」というノーマライゼーション いくことができる地域社会づくりをめざします。

住民が人間としての尊厳を持って暮らすことができる地域社会は、国や他人がつくってが、主体的に人間らしい暮らしを求め、福祉のまちづくり、暮らしづくりを求め活動し

ける利用者がサービスを提供する事業者と対等な立場に立ち、自らの選択により適切 をまもるしくみづくりを進めます。

# 祉のまち・こだいら

相談援助及び情報提供体制の充実

福祉のこころの醸成と福祉学習の推進

地域福祉を推進するための 基盤づくり



# 住民主体の地域

少子高齢化の進行やひとり暮らしが増える中で、さまざまな生活の困難性を抱え い活動があれば解決できるものもあります。地域社会における住民相互の助け合

地域課題への取り組みと住民の助け合い活動

## 様々な地域課題への住民の取り組みを促進

社協を含む福祉関係者は、地域の清掃活動、分別ゴミ出しへの支援、ひとり暮らし高齢者への安否確認(見守り活動)などの活動に参加しつつ、多くの住民が参加するように、 自治会等の住民組織に働きかけていくことが必要です。

また、日常生活で「ちょっとしたこと」に困っている人を手助けする仕組みや活動を自治会等の住民組織で始めるように、小平市社協からも働きかけ(情報の提供と収集)を始めます。

近隣住民の協力関係づくりの促進・支援

ちょっとした「手助 け」の促進・支援

見守り活動の促進・支援「安心サービス」

地域での防災活動への参加と協力

地域での防犯活動への参加と協力

ボランティア活動や市民活動に対する支援・連携

### ボランティアやNPOに関する相談・コーディネート機能の充実

小平市社協では、こだいらボランティアセンター及び西部ボランティアコーナー、東部ボランティアコーナーにおいてボランティアや市民活動に必要な情報の提供と相談及びコーディネートを行っていきます。

ボランティア団体への助成

NPOに関する 相談事業



# 福祉活動の展開

た市民が暮らしています。そうした生活課題の中には、近隣住民の協力と助け合い活動の活発化を促進します。

住民主体の地域福祉活動に対する支援

### 高齢者を対象とする小地域活動の推進

小平市社協では、地域センターや公民館を活動の場として、「ほのぼのひろば」という高齢者向けの小地域活動を 15 か所で展開し、健康相談や高齢者相互の交流・親睦を 進めています。

#### ほのぼのひろば

高齢者団体への助成

小平市高齢者交流室

## 児童・青少年を対象とする地域活動の支援・連携

小平市社協も含めて福祉関係者は、児童・青少年に関わる活動に関する情報収集・情報提供、支援や連携を、小平市の行政機関の枠組みを超えて進めます。

青少年対策地区委員会活動

子ども会への助成

障がい者団体・施設等の活動への支援・連携

小平市内には、市全域で活動している様々な障がい者 団体があります。こうした障がい者団体に対する支援・ 連携を今後も進めます。 障がい者施設の活動への支援

障がい者団体への助成

### ボランティア活動の環境整備

活動中の事故の補償としてのボランティア保険への加入促進など、ボランティア活動を進めやすいような環境整備を進めます。

#### ボランティア基金の運用方法を検討

小平市社協のボランティア基金の運用方法を見直し、多様なボランティア・ 市民活動に有効利用できる方法を検討します。



# 安全で安心できる

今日、安全で安心できる生活に対する市民の関心が高まっています。災害時要援護 の充実、高齢者や障がいのある人、子どもたちの見守り活動などを通じ「福祉のま

# 福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりを総合的に進めるため、住民団体や高齢者や障がいのある人の組織と協力して地域福祉活動を進めます。

ちょっとした 「手助け」の促進 見守り活動の 促進

近隣住民の協力 関係づくりの促進

ソフト面での福祉のまちづくりの 推進 差別意識や偏見 の克服

交通安全対策の 充実を支援 ハード面での福祉のまちづくりの 促進 まちづくりの 促進を支援

公共施設のバリア フリー化を支援 交通手段のバリアフ リー化の促進を支援

# 防災対策や防犯対策の充実

# 地域での災害時要援護者の名簿づくりへの協力

災害時に援護を必要とする人の登録や名簿作成にプライバシーに配慮しつつ協力します。 また、要援護者一人ひとりに対する避難誘導プランの作成について協力します。

# 地域における防災訓練への協力

自治会や自主防災組織が防災訓練を実施する場合に、災害時要援護者とともに実施するように働きかけることも含めて、訓練の充実に協力します。

# まちづくりの推進

者も含めた防災対策の充実、詐欺事件や犯罪に巻き込まれないような防犯対策ちづくり」を進めます。

# 地域の見守り体制の充実

地域で、「顔の見える」近隣住民の相互関係を基礎としつつ、高齢者、障がいのある 人、児童の安全のための見守り活動の促進を図ります。

高齢者・障がいのある人の 見守り活動の充実

> 近隣住民による見守 り活動の支援・連携

安心サービスの充実

児童の地域見守り活動の充実

PTA等による児童の見 守り活動への支援・連携



# 社会福祉施設の避難誘導への協力

社会福祉施設にいる人の災害時における避難誘導について、施設と地域住 民組織との間での支援協力関係の構築を支援します。

# 防犯対策の充実

高齢者や障がいのある人が詐欺事件に巻き込まれないように、情報提供や 相談などの支援を行います。



# 日常生活支援

生活の困難性(福祉ニーズ)を抱えながら支援につながらない人を早期に発見する スの向上、子育て支援や青少年健全育成支援、障がいのある人の生活支援などの活

安心してサービスが利用できる什組みづくり

小平には、日常生活で困ったことや課題がでた時に、一人ひとりに合った福祉サービスを 受けられるように作られた仕組みや、サービスを受けているものの、それが適切ではない場 合に活用できる仕組みがあります。

福祉サービスの利用支援の充実

地域福祉権利擁護 事業

苦情解決制度の充実

成年後見制度の 利用支援

高齢者の在宅福祉サービスの向上

ひとり暮らし高齢者等の安否確認

おはようふれあい 訪問サービス

電話訪問サービス

「ほのぼのひろば」で健康づくりへの取り組みを強化

介護者への支援体制の充実

市民講座

子育て支援・青少年

子育て中の保護者 への支援

子どもつどいの広場

子育て関連機関との 協力・連携



# サービスの充実

と共に、適切な福祉サービスが受けられるような体制づくりと在宅福祉サービ 動を進めます。

障がいのある人の生活支援・就労支援の充実

障がいのある人の生活支援

小平市障がい者地域自立 生活支援センターひびき

小平市立障害者福祉センター小平市立あおぞら福祉センター

緊急一時保護事業 日中一時支援事業

介護者への支援体制の充実

障がいのある人の雇用拡大への取り組みの充実

# 健全育成活動への支援

子ども会等への 助成

こどもひろば 「おもちゃ図書館こっぺ」 「小平おもちゃの病院」

青少年対策地区委員会への 協力・支援

# 生活応援サービスの充実

生活福祉資金等の貸付

生活福祉資金 の貸付 長期生活支援資金・ 要保護世帯向け長期 生活支援資金の貸付

離職者支援資金の 貸付 緊急小口資金の 貸付

「生活安定応援窓口」 の設置 生活安定応援窓口 (東京都の生活安定化 総合対策事業の窓口)

# 相談援助及び情報提供体制の充実

地域での相談・支援の中核を担っている民生委員・児童委員との連携を強化し、地域福祉をきめ細かく進める人材の育成や、専門的な相談機関との連携などにより、相談体制の充実を図ります。また、自分の力(自助)で生活課題を解決するためには、自己選択・自己決定に当たって、必要かつ十分な情報がその情報を必要とする人に伝わるということが不可欠であることから、福祉に関する情報をさまざまな媒体を通じて積極的に提供します。

気軽に相談できる人材の育成と窓口の充実

### 地域に密着した人材の育成

地域での相談や、世話役的な活動も含めて地域福祉 をきめ細かく進める人材を発掘し、育成します。

# 小平市社協の窓口の充実

相談窓口を充実し、気軽に相談できる場にするとと もに、民生委員・児童委員や地域に密着した人材など との連携を進めます。



# 専門的な相談サービスとの連携

小平市社協の相談窓口では対応できない問題が発生した場合は、小平市や東京都または民間の専門的な相談サービス機関等と連携して、相談者の課題解決に努めます。

福祉に関する情報の積極的な提供

## 「社協だより」や社協のホームページの充実

読者の声を聴くとともに、スタッフの取材力・編集力をアップして、「社協だより」の充実と拡大を図ります。

「顔の見える」形の情報交換の 重要性



小平市や関係団体と連携した情報提供・情報収集

# 福祉のこころの醸成と福祉学習の推進

学校教育における福祉学習の促進、高齢者や障がいのある人との交流の促進などを通して福祉のこころの醸成を図ります。また、こだいらボランティアセンターを中心にボランティアの育成を図るとともに、福祉の専門的な人材の確保を図ります。

# 福祉学習の推進

### 学校教育における福祉学習への協力

子どもたちに福祉のこころを醸成するため、 小学校や中学校で実施する福祉学習への協力を さまざまな形で行います。

教員向け

福祉教育の副読本の活用

福祉講習会の開催

## 子どもたちの体験学習の推進

子どもたちが福祉の体験学習ができるように、高齢者・障がいのある人と子どもたちとの交流の場を設定します。

「総合的な学習の時間」 の協力に伴う学校支援

### 福祉施設や福祉関係団体と住民の交流の促進

福祉施設が行うイベント等の住民へのPRや、防災訓練やさまざまなテーマでの協力関係の構築に対して、小平市社協では必要な調整(コーディネート)を行います。

# 福祉人材の育成

#### 福祉ボランティア活動の促進

福祉ボランティア活動が定着するように、福祉ボランティア団体やNPOに対する相談・支援活動にも力を入れていきます。

## 幅広い福祉人材の育成(地域の活動的な人材の育成)

継続的に地域で活動する人材を発掘するとともに、小平市社協では、育成を意識的に進めるための仕組みづくり(研修プログラムなど)について研究を進めます。

# 福祉の専門的な人材の確保(専門職の確保)

福祉専門職の確保の方策について、小平市社協は小平市や他の社会福祉法人などと協議しながら、適切な方策を研究していきます。



# 地域福祉を推進す

地域福祉を推進するために、住民へのPRや主体的な参加を促進し、小平市や民生委員・児童

# 地域の組織づくりの基本方向

小平市の現在の状況を念頭に、ひとつの試案として地域コミュニティの組織構成を次のように整理してみました。小平市において、地域コミュニティとしての地域社会を考えると、 現時点では次の5つの階層構造が考えられます。

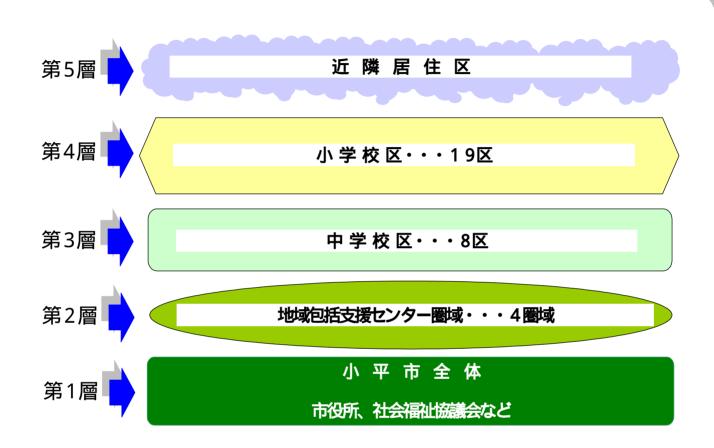
階層(仮称)		 範囲		
5	近隣居住区	町丁単位	自治会、子ども会など	
4	小学校区	小学校	青少年対策地区委員会	
		小子似	「ほのぼのひろば」など	
3 [	中学校区	中学校	民生委員・児童委員地区協議会	
		中子似 	など	
2	地域包括支援セ	東圏域、西圏域、中央東圏域、	地域包括支援センター	
	ンター圏域	中央西圏域		
1	小平市全体	市全域	社会福祉協議会、障がい者団体	
		· II 土생	など	

地域福祉の推進という目的の実現のためには、住民一人ひとりが居住する町丁単位での助け合い活動が重要であることは言うまでもありません。このような町丁単位における助け合いを積み重ねた上で、テーマ(解決すべき内容)に応じて重層的な組織(連絡会等の組織)のあり方を柔軟に考えることが必要と考えています。なお、重層的な組織の連携に取り組むのに当たっては、特定の型を押し付けるものではありません。

現在、小平市では、全ての小学校区に青少年対策地区委員会が組織されており、小平市 社協の「ほのぼのひろば」も地域センター等を活用していますが、小学校区に近い形で組 織されています。そこで、小学校区単位の組織を基盤として、中学校区や地域包括支援セ ンター圏域に向かって連合していくとともに、自治会や子ども会の組織されている町丁単 位に向かったきめ細かな組織化も必要であると考えます。

# るための基盤づくり

委員、各種団体との連携を強化しつつ、小平市社協の組織強化を図ります。



小平市における各種団体の組織の状況からも分かるように、現代における地域社会は、自治会などの「地縁型組織」があると同時に、高齢者・障がいのある人・児童などの生活課題に関わるさまざまな「テーマ型組織」も存在しています。

これからは、テーマ型組織相互の課題を超えた交流・連携とともに、自治会などの 地縁型組織とテーマ型組織が協力関係を構築することによって、具体的な生活課 題・福祉課題に対する解決能力が向上し、地域コミュニティとしての新たな地域社 会が再生・創造されると考えられます。



# 地域福祉を推進す

小平市、民生委員・児童委員、各種団体との連携の強化

# 小平市との連携強化

地域福祉の推進という視点では、行政も社協も共通の目標を有しています。地域福祉が展開される地域の範囲をめぐっても、具体的なサービスについても調整が必要です。小平市においては今後も地域福祉推進の車の両輪(重要なパートナー)として小平市と小平市社協の連携を強化していきます。

### 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員は、現在でも小平市社協の活動を地域において支える重要な担い手です。今後も、個々の民生委員・児童委員に過重な負担がかかることのないように配慮しながら、地域福祉の推進を共に図ります。

#### 社会福祉法人やボランティア団体との連携強化

社会福祉法人やボランティア団体は、地域福祉に関わる具体的な助け合い活動の担い手です。小平市社協の会員となっている機関・団体も少なくないことから、他の社会福祉法人等が抱えている課題も小平市社協の課題として受け止め、連携を強化します。





# るための基盤づくり

# 小平市社協の組織の強化

小平市社協は、小平市における地域福祉を推進する中核的な民間団体として存在しています。

地域福祉の推進のためには、小平市社協の組織の強化と活動の充実が求められています。そのためには、小平市社協の経営基盤を強化することが必要です。

### 会員の拡大

小平市社協の趣旨に賛同して入会する人を増やすよう、小平市社協自体や小平市社協の活動をさまざまな方法でPRするなど、小平市社協として最大限の努力をします。

また、民生委員・児童委員や各種の団体との連携を強化し、会員拡大への協力を要請します。

#### 協力員の充実

会費の収納をはじめ、小平市社協の様々な事業へ協力していただいており、実質的に小平市社協の活動を支えている協力員の充実について研究を進めます。

#### 市補助金の確保

地域福祉の推進における小平市社協の公共的な性格を配慮 し、小平市からの補助金の確保を要請します。

#### 各種運営事業の充実

現在運営している事業の充実を図ります。

#### 組織運営の充実

地域福祉推進のために、民間団体としての主体的な経営判断と地域に開かれた組織体制を進め、横断的な組織運営や職員の業務遂行の適正化を進めます。



# この計画の進行管理

第三次小平市地域福祉活動計画には、小平市社協が直接関与するものだけではなく、住民が主体的に進めている活動も含まれています。小平市社協が直接関与している地域福祉活動だけでなく、他の福祉団体や住民が進めている地域福祉に関わる活動も含めて、できる限り情報を収集整理します。

また、前期3年、中期3年、後期4年を期間として、計画の進捗状況について小平市社協としての分析・把握を行います。その内容は広く市民に公開してそれに対する意見を求め、次の段階への事業の推進に役立てます。

# 地域福祉の推進とこの計画の充実に向けて

小平市社協では、「第三次小平市地域福祉活動計画策定委員会」における議論を通して、 第三次小平市地域福祉活動計画の性格をそれまでのような「社協自身の活動計画」にとど まらず、「社協を中心とした地域の各種民間団体等の活動の方向性の指針となる計画」で あるととらえています。

具体的には、小平市社協はもとより、地域の福祉団体や住民等がこの計画の趣旨を念頭にそれぞれの活動を展開することによって、それぞれの活動が有機的に結ばれ、この計画に掲げている6つの重点目標の実現が図られるとともに、小平における地域福祉が一層充実するのではないかと考えています。もちろん、それぞれの活動の展開に際して、この計画は各団体固有の活動に枠を当てはめるような性格のものではありません。

小平市社協では、まず本計画の内容とともに上記の考え方の周知を図ります。そして、 近隣地域での支えあい活動を積み上げ、その中から見出せる成果と課題を持ち寄ること により、この計画の進行管理を進め、計画内容のさらなる充実を求めます。

### 第三次小平市地域福祉活動計画(概要版)

発 行 日:平成21年3月

編集・発行:社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

〒187-0043 東京都小平市学園東町 1-19-13 小平市福祉会館 4 階

T E L: 042-344-1217 • 1218

F A X:042-341-6220

ホームページ: http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/

